

端末設備貸出サービスに係る利用規約の一部改正
新旧対照

旧

料金表
第1表 料金
1 適用 (略)
2 機器利用料
2-1 (略)
2-2 第2種サービスに係るもの
(1) (略)
(2) (4) 以外のものであってメニュー3に係るもの

1 装置ごとに月額

区 分				料 金 額
タイプ1に係るもの	I P電話対応装置	I 型	アナログインターフェースを有するもの	1,000円 (税込価格 1,100円)
			ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,000円 (税込価格 1,100円)
		II 型	アナログインターフェースを有するもの	1,500円 (税込価格 1,650円)
			ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,500円 (税込価格 1,650円)
タイプ2に係るもの	I P電話対応装置	I 型	アナログインターフェースを有するもの	1,000円 (税込価格 1,100円)
			ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,000円 (税込価格 1,100円)
		II 型	アナログインターフェースを有するもの	1,500円 (税込価格 1,650円)
			ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,500円 (税込価格 1,650円)
備考 (略)				
(3) (4) 以外のものであってメニュー3に係るもの				
1 装置ごとに月額				
区 分				料 金 額
I P電話対応装置	I 型	アナログインターフェースを有するもの		1,000円 (税込価格 1,100円)

新

料金表
第1表 料金
1 適用 (略)
2 機器利用料
2-1 (略)
2-2 第2種サービスに係るもの
(1) (略)
(2) (4) 以外のものであってメニュー3に係るもの

1 装置ごとに月額

区 分				料 金 額
I P電話対応装置	I 型	アナログインターフェースを有するもの	1,000円 (税込価格 1,100円)	
		ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,000円 (税込価格 1,100円)	
	II 型	アナログインターフェースを有するもの	1,500円 (税込価格 1,650円)	
		ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,500円 (税込価格 1,650円)	
備考 (略)				
(3) (4) 以外のものであってメニュー3に係るもの				
1 装置ごとに月額				
区 分				料 金 額

新旧対照

旧				新			
		ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,000円 (税込価格 1,100円)				
	Ⅱ型	アナログインターフェースを有するもの	1,500円 (税込価格 1,650円)				
		ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,500円 (税込価格 1,650円)				
	集線機能付き I P 電話対応装置	Ⅰ型	アナログインターフェースを有するもの	1,000円 (税込価格 1,100円)	集線機能付き I P 電話対応装置	Ⅰ型	アナログインターフェースを有するもの
ISDN (BRI) インターフェースを有するもの			1,000円 (税込価格 1,100円)	ISDN (BRI) インターフェースを有するもの			1,000円 (税込価格 1,100円)
Ⅱ型		アナログインターフェースを有するもの	1,500円 (税込価格 1,650円)	Ⅱ型	アナログインターフェースを有するもの	1,500円 (税込価格 1,650円)	
		ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,500円 (税込価格 1,650円)		ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,500円 (税込価格 1,650円)	
Ⅲ型		Ⅲ－2型	5,400円 (税込価格 5,940円)	Ⅲ型	Ⅲ－2型	5,400円 (税込価格 5,940円)	
備考 1 (略) 2 (略) 3 I P 電話対応装置又は集線機能付き I P 電話対応装置について、Ⅰ型のものは、アナログ又はISDN (BRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャンネルの数が1装置ごとに4までのもの、Ⅱ型のものは、アナログ又はISDN (BRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャンネルの数が1装置ごとに8までのもの、Ⅲ型のものは、ISDN (PRI) インターフェースを有するものであって、ISDN (PRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャンネルの数が1装置ごとに23までのものをいいます。 4 集線機能付き I P 電話対応装置について、他の I P 電話対応装置又は集線機能付き I P 電話対応装置を集線して同時に通信可能なチャンネル数は、当社が別に定める数までとします。				備考 1 (略) 2 (略) 3 集線機能付き I P 電話対応装置について、Ⅰ型のものは、アナログ又はISDN (BRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャンネルの数が1装置ごとに4までのもの、Ⅱ型のものは、アナログ又はISDN (BRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャンネルの数が1装置ごとに8までのもの、Ⅲ型のものは、ISDN (PRI) インターフェースを有するものであって、ISDN (PRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャンネルの数が1装置ごとに23までのものをいいます。 4 集線機能付き I P 電話対応装置について、他の集線機能付き I P 電話対応装置を集線して同時に通信可能なチャンネル数は、当社が別に定める数までとします。			
(4) (略)				(4) (略)			

附 則(令和6年5月27日東経企第000200000314号)	
(実施期日)	
1 この改正規定は、令和6年6月1日から実施します。	
(経過措置)	
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている電気通信サービスに係る利用契約に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。	
3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	